

	実務対応
プロジェクト	取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い
項目	本日の審議事項

これまでの経緯

- 2020年1月31日に開催された第424回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から企業会計基準委員会に対して、「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」について、当委員会の新規のテーマとして提言された。
- 上記の提言を受けて、2020年2月12日に開催された第425回企業会計基準委員会において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会（以下、「専門委員会」という。）で検討を行うことが了承され、これまで以下の通り審議を行っている。

専門委員会	企業会計基準委員会
第128回（2020年5月12日開催）	第433回（2020年5月14日開催）
—	第434回（2020年5月28日開催）
第130回（2020年6月17日開催）	第436回（2020年6月26日開催）
第131回（2020年7月14日開催）	第437回（2020年7月13日開催）
第132回（2020年7月28日開催）	第438回（2020年7月29日開催）
第133回（2020年8月11日開催）	第439回（2020年8月13日開催）
第134回（2020年8月24日開催）	第440回（2020年8月28日開催）
第135回（2020年9月8日開催）	

なお、第134回専門委員会及び第440回企業会計基準委員会で聞かれた意見を審議事項(2)-6に記載している。

本日の審議事項

- 本日の審議では、これまでの審議を踏まえ、以下の公表の承認に関するご審議をいただきたい。なお、前回の審議で聞かれた主な意見の対応と前回からの修正履歴付の資料を、それぞれの参考資料としているため、ご参照いただきたい。

- (1) 実務対応報告公開草案の文案（審議事項(2)-2）
- (2) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の改正文案（審議事項(2)-3）

審議事項(2)-1

(3) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」の改正文案
(審議事項(2)-4)

(4) コメントの募集及び公開草案の概要 (審議事項(2)-5)

このうち、(1)から(3)が公表議決の対象となる。

4. また、2020年9月1日に法務省から公表された「会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集」について、会社計算規則の改正文案のうち、「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い」に関連する部分の概要を審議事項(2)-2の参考資料2としている。

以 上